

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第485号)

平成19年2月13日

横 情 審 答 申 第 485 号

平 成 19 年 2 月 13 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成18年8月3日都地第1066号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「 地区地権者リストのうち本人の部分」の個人情報非利用停止決
定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「 地区地権者リストのうち本人の部分」を非利用停止とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「 地区地権者リストのうち本人の部分」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年6月22日付で行った非利用停止決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非利用停止理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第43条第1項第1号及び第2号に規定する利用停止の要件に該当しないため非利用停止としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件個人情報が記録されている地権者リストは、住民が地区計画等の案を検討するため、横浜市が法務局に備え付けられている登記簿から必要な情報を選択し、一覧表にまとめたものである。

情報の入手に当たっては、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条に基づき、法務局に申請の上、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を受けている。したがって、本件個人情報の収集方法は、条例第8条に規定する個人情報の本人外収集に当たるが、本件個人情報については同条第1項第3号の出版、報道等により公にされている情報に当たり、また、本件個人情報を取り扱う事務については、開始に当たって条例第6条に基づいた届出を行い、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）にも報告しており、適法に取得している。

当該保有個人情報の項目は、「氏名、住所、財産（地番、地積、権利）」であり、その利用目的は、地元のまちづくり団体が地権者に意向調査や各種の情報提供を行えるよう、地元のまちづくり団体に地権者リストを提供すること、横浜市が地区計画の提案を受けた際、最終意向調査の賛同の状況を確認することである。

当該保有個人情報については、条例第7条の規定に基づき所掌事務を遂行するため

必要最小限のものとしており、その事務利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有していない。

また、上記事務利用目的の範囲内で利用及び提供していることから条例第10条に定める目的外の利用及び提供にも該当しない。

以上のことから、本件個人情報利用停止の要件に該当しないため、非利用停止決定とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び追加の意見書において主張している本件処分に対する意見は次のように要約される。

(1) 利用個人情報の矛盾

申立人が申請をした個人情報（敷地面積、建ぺい率、容積率）に対し、横浜市が利用しているか、していないかが本件処分の決定通知書の中で回答が矛盾している。本件処分の決定通知書では、市長が審議会へ報告している内容は地権者リストと読み取れ、地権者リストの情報は、氏名、住所、財産（地番、地積、権利）としているが、横浜市は、登記簿謄本個人情報は出版、報道等により公にされている情報に当たるとし利用可能としている。また、個人情報利用停止請求書では、横浜市に「個人住宅の敷地面積、建ぺい率、容積率」の開示を尋ねた解答では、「登記簿謄本の内容は横浜市身近なまちのルールづくり支援制度要綱（当時。以下「旧要綱」という。）で、登記簿謄本から得た地権者情報を地域のまちづくり団体に提供できる旨が定められている」とし、「個人住宅の敷地面積、建ぺい率、容積率」の開示を否定していない。そもそも旧要綱の具体的な条文の記載内容の記述が必要である。また、横浜市は、登記簿謄本、建築概要書の個人情報の開示をまちづくり委員会への情報提供を、実施機関である都市整備局地域事業部地域整備課（現在。平成16年度までは建築局住宅部住環境整備課。以下「地域整備課」という。）が地区における地区計画の検討のために必要であると判断し、必要な範囲で情報を提供していると回答している。

条例において個人情報を利用、開示できるのは、市長が審議会に答申して初めて可能であるにも関わらず、地域整備課では実施機関のみの判断で開示が可能とし、指摘後も誤りを認めておらず、条例の趣旨を熟知しているとは理解できない。以上、条例の理解内容、「個人住宅の敷地面積、建ぺい率、容積率」の開示を否定していないこと、さらに、後述する(3)の登記簿謄本の個人情報の国土交通省との見解の

相違から、審議会に答申していない「個人住宅の敷地面積、建ぺい率、容積率」の個人情報を利用していると思量される。横浜市の実施機関と当方との間で条例の理解の差があるため条例の解釈を明確にさせていただき、さらに「個人住宅の敷地面積、建ぺい率、容積率」の利用が認められれば利用停止の答申をお願いする。

(2) 住民団体が入手した個人情報

住民団体は、個人情報（敷地面積、建ぺい率、容積率）を保有していると広報誌で明言しており、活動の中で実際に使用している。また、住民団体は広報誌で個人情報は横浜市から提供を受けたものであると述べている。横浜市は、まちづくり委員会が言っている個人情報とは地権者リストのことであると主張しているが、これは明らかにまちづくり委員会の主張と異なる。まちづくり委員会は広報誌に「意向調査に使用している地権者等の住所氏名等の個人情報は、調査の必要上、横浜市の担当部門から提供を受けた」と記載している。横浜市、まちづくり委員会のどちらかが誤っていることは明白である。まちづくり委員会の主張は終始一貫しており、さらに建築概要書のデータを使用しても個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）違反とはならず、また広報誌に偽りの情報を記載することにより活動が全否定される不利益が生じ、偽りの情報を広報誌に記載する合理的な根拠がない。一方、横浜市は、敷地面積、建ぺい率、容積率の個人情報を審議会の許可無く住民団体に提供することを認めると条例違反となり、偽りを述べることで本人の利益が生じる。いずれにしても本件はまちづくり委員会と横浜市の主張が異なっており、閲覧記録を入手すれば明確になるため、横浜市は住民が「建築概要書の閲覧により入手したものである」と断定する以上、横浜市が保有する建築概要書の閲覧記録を証拠として提示すべきである。

(3) 登記簿謄本の個人情報を出版、報道等により公にされている情報とする根拠

横浜市は登記簿の個人情報は出版、報道等により公にされている情報に当たるとしているが、登記簿謄本の情報は個人の重要な財産権の情報とあり、さらに、乙部には個人の抵当権の負債状況が記載されている。今回、横浜市は、さらに、具体的に敷地面積、建ぺい率、容積率についても出版、報道等により公にされている情報と認めている。

市長は、登記簿謄本を条例で保護すべき保有個人情報としていない。この理由は、条例では「出版、報道等により公にされているとき」の「出版、報道」は単に「例示表現」であるからとしている。乙部で個人債務まで書かれた登記簿謄本を「例示

表現」の4文字だけで保護すべき個人情報としなくてよいのか。「例示表現」を許すと結局歯止めが利かなくなる。国土交通省が民間に対して示しているガイドラインでは登記簿謄本の情報は個人情報と解せられるとされ、保護すべき個人情報としている。

(4) 財産の内容を含む個人情報の地元まちづくり団体への提供

横浜市は、個人の情報（地番、地積、権利）の個人情報を住民団体である地元のまちづくり団体に提供しているが、情報開示にあたり守秘義務の誓約書の提出、情報を開示する住民団体の個人の特定を行っていない。また、地元のまちづくり団体は毎年構成メンバーも変わっており、情報の漏洩が発生した場合特定できる処置を行っていない。さらに、一般の個人住宅等に市が保有する個人情報が保管されており、盗難等に対する処置が十分とは考えがたい。国の個人情報保護法では求められている個人情報の保管状況の確認を行っておらず個人情報が窃用される恐れがある。また、地元まちづくり団体に個人の財産の情報を提供、利用することは事務利用の範囲を超えると判断されるため、当該個人情報のうち財産にあたる個人情報提供停止の答申をお願いする。

また、現状、住民団体に横浜市が保有する個人情報を提供することは、個人宅又は個人宅に準じる場所に市の個人情報が保管されることになり、職員が個人情報を自宅に持ち帰ることと何ら変わりがない。住民団体に市が保有する個人情報を提供するのであれば早急に「情報の漏洩が無い様に指導する」等文学的な表現ではなく、市が保有する個人情報が窃用されることが無い様具体的なルールを制定して厳格に運用すべきである旨の答申をお願いする。

(5) 地元まちづくり委員会への地権者リストの提出

地権者リストの地元委員会への提出は、適切な管理体制を構築するまで利用停止とすることを要望する。

条例では、市が委託作業で民間団体に個人情報を貸与する場合の民間での保管規定、市の監督責任が読み取れない。同じ個人情報を民間が民間団体に貸与する場合は、誓約書の提出から始まり、アクセス記録、定期的な保管状態、さらに貸出先が盗難を受けた場合でも貸出先の責任が問われることがある。ところが、本ケース横浜市では物理的には市の職員が個人情報の入ったパソコンを家に持ち帰るような状態で住民団体に個人情報を貸与している。また、誓約書、アクセス記録等も要求しておらず、盗難に対する処置、データの暗号化等も実施していないようである。今

のままでは個人情報漏洩した場合全くトレースできない状態になっている。今の制度のままでは同じ情報を民間団体に貸与するとき、民から貸し出す条件と横浜市が貸し出す条件が横浜市のほうがはるかに緩くなっている。本来、個人情報保護法も条例も守るべきは個人情報というところが出発点のはずである。横浜市が民間団体へ個人情報を貸与する場合の規定について議論いただきたい。

また、審査会の遅滞無く、また市民の意見が忘れ去られることがないように要望する。

5 審査会の判断

(1) 実施機関の地権者情報の利用状況について

実施機関は、平成16年度から、旧要綱第3条第1項第3号に基づき、まちづくり団体が行う地権者への意向調査や情報提供の活動を支援するため、不動産登記簿から地区計画を予定している地区の地権者の情報を取得して地権者リストを作成し、当該地区のまちづくり団体に提供していた。

また、実施機関は、まちづくり団体から提出された地区計画の地元案について、地権者の賛同状況を評価・確認する業務に地権者リストを使用している。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件地権者リストに記録された申立人の土地の地名、地番、地積及び持分割合、氏名、住所並びに建物の持分割合の情報である。

実施機関は、不動産登記簿から取得した本件地権者の個人情報を本件地権者リストにまとめ、平成16年11月に本件まちづくり団体に提供した。本件地権者リストは、平成18年8月18日に、本件まちづくり団体から返却され、その後、実施機関により、本件地区計画地元案に対する本件地権者の賛同状況を評価・確認する業務に使用され、現在も、実施機関において、引き続き、保有されていることが認められる。

(3) 本件利用停止請求について

申立人は、本件利用停止請求書に、「地区計画活動に対して横浜市個人情報保護に関する条例第6条により市長が横浜市個人情報保護審議会に届出た以外の個人情報の地区計画での利用停止を要求する。」と記載していることから、申立人は、本件個人情報について、利用の停止及び提供の停止の措置を請求しているものと解釈した。

(4) 利用の停止の要否（条例第43条第1項第1号該当性）について

まず、条例第43条第1項第1号に規定する利用の停止の要件の該当性について判

断する。

条例第43条第1項本文及び同項第1号並びに第45条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報」「・・・実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」「のいずれかに該当すると思料するときは・・・実施機関に対し、」「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」の「措置を請求することができ」、「実施機関は・・・当該利用停止請求に理由があると認めるときは・・・当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止（利用の停止の措置又は消去の措置）をしなければならない。・・・」と規定している。

ア 取得の適法性について

(ア) 条例第8条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、同項第1号から第8号までにおいて、例外事項を列挙している。そのうちの第3号は、「出版、報道等により公にされているとき。」と規定している。

(イ) 不動産登記法第119条第2項では、「何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。」と規定されていることから、不動産登記簿の情報は、公にされている状況にあると解することが適当であり、条例第8条第1項第3号に該当するものであるといえる。

また、本件個人情報は不動産登記簿に記録されている情報であり、さらに、土地及び建物に関する情報は、不動産登記簿から収集するのが一般的であるから、本件個人情報を不動産登記簿から取得したという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、本件個人情報は、適法に取得されたものであると判断する。

イ 目的外の内部利用（条例第10条第1項）及びそれに伴う権利侵害の禁止（条例第10条第2項）の該当性について

(ア) 条例第10条第1項では、「実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し・・・てはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、第2項では、「実施機関は、・・・保有個人情報を目的外のため

に利用・・・するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。」と規定している。

- (イ) 横浜市では、個人情報を取り扱う事務を開始しようとする場合は、市長に取り扱う個人情報等の届出を行い、市長は審議会にその旨を報告するものとされている。

本件個人情報を含む地権者の個人情報を取り扱う事務は、地区計画に関する事務として、平成15年度に市長への届出、審議会への報告がされ、実施機関は平成16年度から事務を開始している。

- (ウ) 審議会に報告された地区計画に関する事務に係る「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「事務の目的」欄には、「地区計画策定に向けた活動を行おうとしているまちづくり団体に対し、地権者に意向確認調査や各種の情報提供を行うための、地権者リストを提供する。また、地区計画策定の提案書を受理した後、地権者の賛同の状況を賛同率で評価するため、登記事項要約書と地元が行った最終意向確認を基に確認する。」と記載されていることから、地権者リストの利用目的は、まちづくり団体への提供と地区計画案への地権者の賛同状況を確認するための使用であると認められる。

- (イ) 前記(2)で述べたとおり、本件地権者リストは、実施機関内部において、本件地権者の賛同状況の評価・確認業務に使用されたことが認められるが、これは、上記利用目的の に当たるものと認められる。また、他の目的のために実施機関内部で利用されたことを示す事情は見受けられない。したがって、本件個人情報は、実施機関内部において、目的外のために利用されたものとはいえない。

ウ 保有の制限（条例第7条第2項）の該当性について

- (ア) 条例第7条第1項では、「実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例、規則その他の規程の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。」と規定し、第2項では、「実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

- (イ) 申立人は、審議会に報告されていない個人情報がある場合、その利用停止を請求すると主張しており、これは、本件個人情報が利用目的の達成に必要な範

囲を超えて保有されていると主張しているものと解することができる。

(ウ) 審議会に報告された地区計画に関する事務に係る「個人情報を取り扱う事務開始届出書」によれば、当該事務において取り扱う個人情報として、氏名、住所及び経済状況に関する個人情報（財産・収入・支出）が挙げられていることが認められる。一方、本件個人情報は、申立人の土地の地名、地番、地積及び持分割合、氏名、住所並びに建物の持分割合の情報であり、土地の地名、地番、地積及び持分割合並びに建物の持分割合は、いずれも個人の財産に関する情報に当たるものといえることから、本件個人情報はすべて審議会に報告されている個人情報であると認められる。

(イ) また、本件個人情報は、現在も実施機関に保有されていることが認められるが、本件地区計画については、横浜国際港都建設計画地区計画の決定及び決定に伴う事務が完了しておらず、今後、本件個人情報を利用する可能性が全く無いとは言いきれない現時点において、実施機関が本件個人情報を継続して保有していることには妥当性があるものとする。

(オ) これらのことから、本件個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている状況にあるとはいえない。

以上のように、当審査会は、本件個人情報は、条例第43条第1項第1号に規定する利用の停止のいずれの要件にも該当しないと判断した。

(5) 提供の停止の要否（条例第43条第1項第2号該当性）について

次に、条例第43条第1項第2号に規定する提供の停止の要件の該当性について判断する。

条例第43条第1項本文及び同項第2号並びに第45条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が」「第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」「に該当すると思料するときは・・・実施機関に対し、」「当該保有個人情報の提供の停止」の「措置を請求することができ」、「実施機関は・・・当該利用停止請求に理由があると認めるときは・・・当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止（提供の停止の措置）をしなければならない。・・・」と規定している。このため、目的外の外部提供（条例第10条第1項）及びそれに伴う権利侵害の禁止（条例第10条第2項）の該当性について判断する。

ア 条例第10条第1項では、「実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために、当該保有個人情報を・・・当該実施機関以外のものに提供してはならな

い。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、第2項では、「実施機関は、・・・保有個人情報を目的外のために・・・提供するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。」と規定している。

イ 前記(2)で述べたとおり、本件地権者リストは、実施機関から本件まちづくり団体へ提供されていたことが認められるが、本件まちづくり団体への提供は、前記(4)イ(ウ)で述べた地権者リストの利用目的の に当たるものと認められる。したがって、本件個人情報は、目的外のために実施機関以外のものに提供されたものとはいえない。

以上のように、当審査会は、本件個人情報は、条例第43条第1項第2号に規定する提供の停止の要件には該当しないと判断した。

(6) 申立人のその他の主張について

申立人は、個人情報の適正な保管をまちづくり団体に義務付ける措置がとられておらず、保管状況を確認するシステムにもなっていないため、個人情報漏えいの危険性があると主張している。

本件個人情報の提供の根拠規定であった旧要綱においては、第16条第1項で、「まちづくり活動団体等は、まちのルールづくり地権者情報提供事業により得た情報を申請したまちづくり活動以外に使用してはならない。」と規定され、同条第2項では、「前項に違反したまちづくり活動団体等は、違反した日から5日以内に、横浜市に地権者情報を返却しなければならない。また、当まちづくり活動団体等は、以後、当要綱による支援を受けることができない。」と規定されており、個人情報の適正な取扱いのための一定の使用制限が課せられていたことが認められる。

なお、平成17年10月から施行された横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）に基づく横浜市地域まちづくり支援制度要綱では、地権者情報の使用制限等（第15条第1項及び第2項）に加え、第5条第2項で、「地域まちづくり活動団体は、本制度により得た個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、この要綱の運用基準に基づき、現在においては、地権者情報の提供に当たり、「地権者情報受領書兼使用誓約書」をまちづくり団体から提出させるなど、個人情報の適正な管理を担保する措置がとられていることが認められる。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を非利用停止とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年8月3日	・実施機関から諮問書及び非利用停止理由説明書を受理
平成18年8月18日 (第28回第三部会)	・諮問の報告
平成18年8月22日 (第90回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年8月24日 (第91回第一部会)	・諮問の報告
平成18年9月11日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年9月27日 (第92回第二部会)	・審議
平成18年11月8日 (第94回第二部会)	・審議
平成18年11月22日 (第95回第二部会)	・審議
平成18年11月29日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成18年12月12日 (第96回第二部会)	・審議
平成18年12月27日 (第97回第二部会)	・審議
平成19年1月15日 (第98回第二部会)	・審議
平成19年1月30日 (第99回第二部会)	・審議